

入札監理小委員会
第178回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第178回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成23年8月30日（火）17:21～18:08

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○国土技術政策総合研究所等の施設管理・運営業務（国土交通省）

2. その他

<出席者>

（委員）

樫谷主査、渡邊副主査、石村専門委員、小松専門委員

（国土交通省）

国土技術政策総合研究所 企画部 持丸施設課長、総務部 茅場総務課長、企画部 西村建設専門官、水野課長補佐

独立行政法人土木研究所 企画部 鏈溝業務課長

独立行政法人建築研究所 企画部 宮澤情報・技術課長

（事務局）

栗田参事官、後藤参事官

○樫谷主査 それでは、大変お待たせいたしました。ただいまから第178回入札監理小委員会を開催いたしたいと思えます。

本日は、「国土技術政策総合研究所等の施設管理・運營業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思えます。

国土交通省国土技術政策総合研究所持丸施設課長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について、15分程度で御説明いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○持丸課長 国土交通省国土技術政策総合研究所企画部施設課長をしております持丸と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、本案件でございますけれども、「国土技術政策総合研究所等の施設管理・運營業務」民間競争入札実施要項（案）ということで、御審議をお願ひしたいと思えます。

一番最初のところにつきましては、公共事業の一般論を書いておるといふことなので、このページの2段目のところでは、前記を踏まえ、国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所及び独立行政法人建築研究所（3つの機関を「調達機関」と言わせていただきます）は、公共サービス改革基本方針（7月15日閣議決定）に選定されました国土技術政策総合研究所（旭庁舎・立原庁舎）、独立行政法人土木研究所（つくば）及び独立行政法人建築研究所（以下「対象施設」と言わせていただきます）の施設管理業務について本要項を定めることにしております。

まず1番目ですけれども、サービスの内容、それから、対象の質に関する事項でございます。ここに、1.1で「対象公共サービスの詳細な内容」につきましては、一番後ろの資料の426ページは、旭庁舎と言っているものですが、ここの施設には国土技術政策総合研究所と独法土木研究所の施設を示してございます。概略申し上げますと、国土技術政策総合研究所につきましては、922,328㎡、49棟がございまして、独立行政法人土木研究所については、333,475㎡、52棟がここに示してあるというところでは、

それから、もう一つ最後の427ページについては立原庁舎ということで、こちらには国土技術政策総合研究所と独立行政法人の建築研究所の施設がございまして、国土技術政策総合研究所については21,000㎡、4棟、建築研究所については179,382㎡、37棟を示しているというところでは、

これが対象になっている施設の大きな概要になってございまして、

3ページをお願ひしたいと思えます。こちらにつきましては、次に【対象業務】で、大きくは3つございまして、まず1つが「建物・設備等保全業務」で、こちらについては内訳として4つほどございまして、「庁舎等施設保全業務」、それから、2)で「昇降機の点検保守」業務、3)で「交通信号機点検業務」、それから、めくっていただきまして、「会議用放送設備点検業務」、この4つが含まれてございまして、それから、大きなもう一つとしては②で「警備業務」がございまして、それから、もう一つ3番目としては「清掃業務」で、こちらの業務を一括して行うことにしております。

それから、次の「管理・運営業務全般に係る業務」等につきましては、ほかの業務等と同じでございますので、ここは割愛させていただきます。次に6ページ、「サービスの質の設定」を説明させていただきます。こちらにつきましては、達成すべき水準及び確保すべき水準を示させていただいております。まず、1.2.1の「管理・運営業務の質」で、一般的な包括的な質として、【基本方針】として、管理業務を通して対象施設等における業務の円滑な実施を可能とすることとしております。その中に3つほど示しております、「現実性の確保」で、こういう業務につきましては、中断回数は0回にしております。それから、2)ですけれども、管理業務の不備に起因する空調停止とかそういうものについても0回。それから、「安全性の確保」で、職員、その他の者のけがの回数、これは病院等での治療を要するけがのことですけれども、これも0回です。それから、「環境への配慮」につきましては、省エネ法を重視するということで、温室効果ガスの削減で、※をつけております。国土交通省におきましては、温室効果ガスの削減目標は平成22年～24年で、平成13年の量に対して8.5%以上を削減するという目標がございますので、これを実施してもらおうということでございます。

それから、1.2.2で「各業務において確保すべき水準」につきましては、従来業務で発注している内容は、別紙の3～5で示させていただいておりますが、この内容は確保していただく。それに加えて、1.2.3で「創意工夫の発揮可能性」で3つほど示させていただきます。1つは「管理業務の包括的な質の確保に対する提案」を「企画書」という形で具体的なものを求めるということにさせていただきます。2番目としては、「管理業務に関するコスト低減に関する提案」、3番目は「共通仕様書に関する提案」を示させていただいて、これについては「企画書」という形で出していただく。それから、請負代金の支払い方法については、これも同様です。省略させていただきます。

8ページへ移りまして、この業務の実施期間については、平成24年4月1日から平成28年3月31日で、4年間にしてございます。これにつきましては、独立行政法人等で5年の中期計画がございまして、これがちょうど23年4月から28年3月31日ということで、その区切りの残りの4年間ということで、通常であれば試行ですから3年ですけれども、4年にさせていただいているということでございます。

続きまして、「入札参加資格に関する事項」ですけれども、これも一般的なところは省略させていただきます。4)が、平成22・23・24年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、A又はB等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するところが4)番につけてございます。それから、5)につきましては、国土技術政策総合研究所長、独立行政法人土木研究所及び独立行政法人建築研究所理事長の指名停止を受けている期間中の者でないことという、そこを追加してもらっています。大きなところとしては8)でございます。企画書を出していただくということで、この企画書について、業務実施に必要な要件が満たされていることが確認できることを示させていただいているところでございます。

それから、次に進ませていただきます。10ページについては、入札実施の手順でございます。まず、提出書類関係を出していただいて、その中に企画書等も含まれてございます。これについては、企画書の内容について、1つは、後ろに示してございますけれども、企業の代表責任者、担当者、そういうものを提出様式1で出してもらう。それから、業務の実績を、過去3年間ですけれども、様式2で出していただく。それから、業務に対する認識ということで様式3。それから、実施体制、4と7です。それから、管理業務の全般に係る業務に関する提案は、様式5。それから、緊急時等の対応を様式6と、こういうものを出していただいて、それを審査するという形にしております。

11ページ、5番目ですけれども、それらの評価の基準、決定に対する事項です。今回の業務につきましては、落札者の決定は、一般競争入札で、価格競争にしております。こちらについては、入札参加資格の確認、12ページになりますが、企画書、その企画書の内容を評価するわけですけれども、この評価に当たっては、第三者、有識者3名で構成されます評価アドバイザーを設けておまして、アドバイザーの意見も聴取しながら決めていくという内容にしております。

それから、その下ですが、質の評価事項の設定が別紙6になっています。411ページでございます。こちらに別紙6で、その評価表を示させていただきます。こちらが企画書を出していただいた内容についての適否で、○と×で評価をすることにしております。基本的な事項、それから、管理業務全般に係る業務に関する提案、緊急時等への対応、こういうものについてそれぞれ適格であるかどうかというものを評価した。これをクリアした者によって価格の競争をしていただくということで進めたいと思っております。ただ、このときに、13ページに移りまして、②で「留意事項」をさせていただきます。この内容については、落札業者の入札価格ですけれども、これが予定価格の6割に満たない場合ということで、いわゆる低入札の関係でございます。こちらにつきましては、以下の書類等を出していただいて、その内容が適切であるかどうかということをしつかり確認した上で行うことしております。その内容が不備であるというようなことであれば、その2番目の者に決定をさせていただくこともここに述べさせていただきます。

時間もありますので、次に進めさせていただきます。情報開示の情報ということで、14ページに「対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示」については、従来の実施に関する情報、別紙7（420ページ）に、過去3年間で実施しております内容について示させていただきます。大体ここを見ればボリューム等がわかるという形にさせていただきます。

それから、23ページになります。10番目の公共サービスに係る評価の関係については、(1)で、実施状況に関する調査については、27年5月を予定して、これまでに行く24年度から26年度までの各年度末時点において、その実施している状況等について調査をして報告させていただくこととしてございます。当然のことながら、(4)ですけれども、評価アドバイザーにもその内容については報告をしまして、御意見も伺うという形にしてござ

います。

11番になりますが、「評価アドバイザーの活用」については、第三者の有識者で、中立的な者3名で構成するというので、1人は建築関係の専門の大学教授、弁護士、公認会計士というこの3人をお願いしているところでございます。

大体全体の概要については、以上でございます。よろしく願いいたします。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項について、御意見・御質問がある先生方、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○渡邊副主査 若干形式的なところを念のため教えていただきたいのですが、15ページにある「調達機関の検査・監督体制」について理解を整理させていただきたいのです。1ページの最初に、「調達機関」の定義が第2パラグラフにありまして、国土技術政策総合研究所、何々、何々はというふうに書いてある。ここで調達機関を定義しておられるのですが、これは併せてということなんでしょうか。

というのは、次の4ページ目の1.1.1の(2)に、「発注者（調達機関）との連携について」とあって、発注者と調達機関が同じように読めるのですけれども、だれが発注者になるのかということがまず1つ目です。次に、15ページの「施設管理責任者」・「施設管理担当者」のいろいろな箇所を、それぞれ①②③という形で決めておられて、そういう意味では、実施要項で「調達機関は」と書いてあるところを、具体的に3者それぞれを意味するのか、併せて読むのかということ、そして、これらと「管理責任者」と書いてあるところとの関係が、拝見してちょっと混乱したため、最初に整理していただけると読みやすくなると思います。

○持丸課長 まず、「調達機関」はこの3機関のことを言います。

○渡邊副主査 それぞれを言うのですか。

○持丸課長 それぞれを言います。

「発注者」も同じでございます。それぞれの3機関。要は、この契約については、連名契約という形で、受注者がおりまして、発注機関は、国土技術政策総合研究所、独法土研、独法建研と、その3者になるという形で、それぞれの施設に対する責任者が、それぞれの所長であったり、理事長であったりというのが、施設管理の責任者というような形になります。そういうことでよろしいですか。

○渡邊副主査 はい、わかりました。

それから、もう1点形式的なところをお伺いします。7ページ目の「創意工夫の発揮可能性」では、(1)「管理業務の包括的な質の確保に対する提案」、(2)(3)とそれぞれ書いておられて、12ページの入札参加資格の確認では、3)「管理業務全般に係る業務に関する提案」において、ア)「本業務の包括的な質の確保に関する提案がなされているか」、イ)「業務コスト等削減のための方策が提案されているか」とあります。それから、別紙で拝見すると、様式5では、(1)と(2)は非常に似ている文言が書いてあるのですが、(3)になる

と「その他改善提案」と書いてあって、それぞれが似ているのですが、何か違うようでもあり、そこが同じものを書いておられるのか、違うものを書いておられるのか教えてください。特に、ア)とイ)というふうに2つだけ記載しているものを見ると、その(3)は一体どこに入れるのかなというのがよくわからなかったもので、形式的なことですが、教えていただけたらと思います。

○持丸課長 まず7ページで「創意工夫の発揮可能性」について3つだということで、(1)と(2)については、416ページの提出様式5でその(1)については(1)にして示していますし、それから、(2)については、コストのところを提案してもらおうということにして、(3)は、その他の改善提案ということにして、「共通仕様書に関する提案」については、それを出さなくては行けないということまでは我々としては求めてなくて、要は、参加する者が、こういうものについてもうちは考えていますということであれば、「その他の改善提案」に書いていただくということです。

○渡邊副主査 そうしますと、形式的な整理で恐縮ですが、言葉遣いは若干違いますが、提出様式5に書いてある(1)は、7ページ目の(1)と同じ、それから、(2)は、7ページ目の(2)と同じ、(3)の「その他改善提案」は、7ページの(3)を含むが、これに限られないという御趣旨ですか。

○松本構成員 はい。そういうふうに思っております。

○渡邊副主査 そして、12ページの3)に書いてあることの関係から言うと、3)のA)に関する部分が、7ページ目の(1)を意味し、様式5の(1)を意味し、イ)が7ページの(2)を意味し、様式5の(2)を意味し、さらにこの2つについては、記載はマストであり、(3)の改善提案は、それを共通仕様書に関する提案と言うのかどうかは別として、それについては必要的記載ではないということでしょうか。

○持丸課長 はい、そういうふうにしています。

というのは、この辺の共通仕様書は、大臣官房の営繕の方でつくっているのですけれども、それに載らなくても、そのレベル以上のものであれば、そういう提案があるのだったら、それはいいですよと思っていまして。それでないとだめということではないという意味も含めて、質を確保するために、ほかに何かあるのであれば、そういう提案でも結構ですという意味で入れさせていただいてございます。

○西村建設専門官 企画課の西村と申します。

今、副主査にきれいに御整理していただいたとおりですので、現在の表現では、御指摘のとおり、やや混乱を招くと思いますので、その表現は、副主査に整理していただいたとおり、わかりやすいようにちょっと修正したいなと思います。ありがとうございます。

○樫谷主査 別紙6・7には、その他のことは書いてなくても、今の(1)(2)が書いてあれば、(3)は書いてあったら書いてあったでいいし、書いてなくても、評価の結果で○をつけるという理解でいいということですね。

○松本構成員 はい。すみません。ちょっとわかりづらくて。

○樫谷主査 今、副主査の最初におっしゃったことと関係するのですが、いわゆる3者で構成しますと。そうすると、事業者の責任者を統括する方がいらっしゃる。一方、国総研があつて、土研があつて、建研がある。それは、一方の窓口がどこかにあるという、そちらの方の3者の一方の窓口があるというわけではなくて、それぞれに報告をしなければいけないことになるのでしょうか。

○持丸課長 はい、そういう形になります。

というのは、それぞれの機関が独立しているものですから、今までのそういう連名契約的なものも、それぞれのところと契約という形です。

○樫谷主査 それぞれの場所が一応特定されると考えていいわけですね。

○持丸課長 ええ、そうです。中身もそれぞれ。

○樫谷主査 共通の部分はあんまりないのですか。よくわからないのですが、例えばエレベーターとか、あるいは、信号機が書いてありますね。そういうようなものはどこに入りますか。公道上に設置してある信号機の定期点検まで書いてありますが。

○持丸課長 それは、旭地区の入口のところに設置しているものですが、こちらについては、国総研で管理しているというものでございます。

○樫谷主査 公道であっても、こういう信号機の定期点検の業務はあるのですね。

○持丸課長 警察が設置してくれればいいのですけれども、あくまでも国総研に入るためとか出るために安全を確保するためということなので、それはその利用者というか、そこがやってくださいということになりまして。過去に何回か事故が起きて、非常に交通量が多い大通りに対して出入りするということで、それはそういう了解のもとに、うちの方の予算で設置させていただいたと。了解は警察にいただいてという話でやっています。

○樫谷主査 そういう意味では、この部分はどこの所管だということが事業者の方に明確にわかるようにはなっていると考えていいということですね。

○持丸課長 ええ、明確にわかります。

○樫谷主査 ただし、評価は、国総研にある評価アドバイザーのところで一括して評価を行うということになるわけですね。

○持丸課長 はい。その部分については、国総研が代表してやっていますという形です。

○樫谷主査 ふだんの情報は、それぞれの土研、建研などでやったものも含めて国総研にすべて入ると、こういう形に中ではなっているということですね。

○持丸課長 はい、そうです。

○渡邊副主査 そうしますと、連名契約とおっしゃられたのですけれども、基本的には、受注者は、この3者、調達機関がそれぞれ同一の受注者に対して業務を委託し、契約上の権利・義務は、個々の調達機関と受注者との間にそれぞれの権利義務が発生するという、そういう理解でよろしいわけですね。

○持丸課長 はい、そうでございます。

○渡邊副主査 わかりました。

○小松専門委員 ちょっと極端な話で恐縮ですが、14ページで、要するに、適格でない判断したら契約を解除できるというような話がありますね。14ページの8番の中にそういうことが書いてあると思うのですが、例えば、どこかの機関が、この業者はだめだと言って、ほかの2つはそうでもないというような話になったときには、どういうふうになるのでしょうか。そういう事態はないとは思いますが、極端な例として。要するに、1対3の契約ですね。ですけれども、契約はある意味連名だから一本になっているのですけれども、解除するときは、どこかがだめだと言い出したときに、それを3者合議の上で契約全体を解除する、そういう形になるのでしょうか。

○持丸課長 はい。委員おっしゃるとおりに、3者でそこは協議して、共通の認識のもとに決めると。今回のこういう要項、契約関係のそれぞれについても、同じような形で協議しながら進めてきているというのがありますので、解約の場合も、同じような形をとると。

○小松専門委員 報告だけはそれぞれにしてくださいと、そういうことですね。

○持丸課長 はい。

○小松専門委員 わかりました。

○渡邊副主査 それは、通常想定される一部解除ではなくて、結局権利義務は3者それぞれに帰属するのだが、解除は1本ということですか。それはどこかに書いてありましたでしょうか。細かいことを伺って恐縮ですが、これは、今書いてあるかどうかは別ですが、一部解除は認めないで、全部解除するかどうか。要するに、契約の一部解除・全部解除は、業務に着目したのがありますし、今言われたような、とにかく解除するときは3者でオール・オア・ナッシングで決めるんだというお話のように見受けられるので、そうすると、どの部分を解除するというのではなくて、オール・オア・ナッシングなんだというところはどこに書いてあるのかなと思いました。

○持丸課長 多分、今の話は、今幾つかのいろいろな業務があります。それぞれの機関でやってもらっているのがあります。例えば、そのある部分のところだけ具合が悪いということであれば、そこのやっている人なり、その体制なりを修正なり、そういうことをしてくださいというものをまず協議するというか、うちの方からも言わせてもらうという形で、そこが改善されれば継続していくのもありだと思います。でなくて、3機関あるのですが、ある1つの機関は、この業者は全部含めてだめだと言ったときに、ほかの2つの機関は、いや、そんなことはないのではないかと言ったときに、そこは協議してやりましょうというのが、先ほど小松委員が言われた回答という形です。副主査がおっしゃられた、今部分的にというような話であれば、それはもしだめであれば、まず最初はそこを改善してもらう。清掃などは人によってかなり差が出たりとかしますので、まずそういう人は替えてくださいとかといううちの指摘をして、それでクリアできて、ちゃんと質も確保できるということであれば、それはそれで継続していくと。そこまで言っても、どうしてもこの部分がだめだという話になれば、それが全体として、この業務に対して物すごい影響する部分であれば、それは3者協議して、相手はだめですねというような形で替えていくとい

う方向の決断をするかもしれませんが、通常であれば、こちらが指摘すれば、そこは何らかの対応をしてくれるのかなと思っています。それでも、言っても聞かないということであれば、それは真摯な相手ではないよということで、替える話にもなるのかなと理解しています。

○渡邊副主査 別に業者に対してこうやって直してくださいと言って直してくれるのであれば、解除の問題はそもそも出てこないのですが。私が混乱したのは、権利・義務はそれぞれに帰属すると言っておきながら、解除については3者一体で、オール・オア・ナッシングというか、3者と継続するか、要するに3者と全部やめてしまうか、どちらかというふうな御回答だと理解したので、そういうことが書いてあったのかなというその質問だけです。

○樫谷主査 これは、もともとは一つの組織だったのですか。それを無理やり分けたわけですね。

○持丸課長 というよりは、2つの研究所だったと。

○樫谷主査 昔は、全部国の機関だったわけですね。それが総研の部分と土研と建研に分けて、要するに3つに分かれたということですね。そういう意味では2つといえば2つに分けたのですけれども、もともと一つだったから、今の管理の業務で明確に分けられるのですか。

○持丸課長 最初に御説明した旭地区と立原地区があるのですが、もともとはこの2つだったのです。それが3つになったという。

○西村建設専門官 組織も違うのです。同じ国の研究機関ではあるのですが。主査のおっしゃるとおり、完全にそれぞれの機関に帰属する施設もあれば、共通で使用している、先ほど申した信号のようなものもあると。共通で使用するものについては、国総研が代表していて、費用負担をそれぞれもっているという格好になりますので、それはそれぞれ施設ごとで工夫をしながらやっているということです。

○樫谷主査 わかりました。

何かそのほかにございますか。

○渡邊副主査 言葉じりをとらえるような質問で恐縮ですけど、先ほどお伺いした7ページ目とか12ページの提案ですけど。これは仕様書に書いてある内容を確保するためには、具体的にこういうことをやってまいりますというのがこの内容と理解してよろしいのですか。

○持丸課長 はい、そういうことです。

○渡邊副主査 改善提案、こうしたらよくなるみたいなお話は、さきほどの分類で言うと、7ページ目1.2.3の(3)とか、様式5の(3)、そちらに含まれるのだという、そういう理解でよろしいですか。

○持丸課長 それは、(1)と(2)の方にも含まれると思っています。というのは、我々が今までやってきた内容は、後ろの方に、こういう内容でやってきましたというのを示させてい

ただいています。それに対して、様式5の(1)での包括的な質の確保に関する事項で、参加したいと思っているところが、ほかの部署で、ほかの案件で、こういう工夫をしてうちはやってきて、できますよという提案があった場合には、そのちゃんとやってきたという実績を示していただいて、では、ちゃんとできることを証明してくださいねということをごとでもらうと。そういうものがあることによって、うちのお願ひしているレベル以上のものがちゃんとできるというものをここで判断させてもらおうかなと思っています。ですから、主査が言われた(1)とか(2)の方にもプラス要素というか、向上のよさは入りますし、(3)のその他のところであれば、さらに、そこでも入るといふ御理解をいただければと思います。

○西村建設専門官　ちょっと補足させていただきますと、今回、これは仕様発注ですので、仕様発注を超えた何か新たな工夫を求めるものでは決してございません。評価アドバイザーの先生にも御相談したのですけれども、一定の規模の業務になりますので、その仕様発注を満たす上で、彼らの実務的な考え方を聞いておくということで、適格性を確認することは、これぐらいの規模であると、むしろ、しておいた方がよいでしょうということでしたので、それを御確認させていただくと、そういう考えのもとこういう項目を設けているところがございます。

○樫谷主査　念のための確認ですが、実施要項の7ページの代金の支払い方法で、すみやかに業務改善計画書を施設管理担当者に提出して、遂行後の確認ができない限り請負代金の支払いは行わないものとするとして書いてあるのですが、これは、3者契約ですから、それぞれが払うわけですね。例えば土研なら土研の部分が遂行できてなければ、その分だけ払わないと、こういうふうに理解してよろしいのですか。それとも、1つあれば全部止めるのだと理解してよろしいのでしょうか。余りないケースかもわかりませんが。

○西村建設専門官　履行が確認されていない部分だけになると思います。それがあつた1研究所の部分ですと、結果論としてそうなる。共通部分ですとその3者になるということだろつと思つています。

○樫谷主査　できれば、事務局と相談をして、文章上、それならそれで明確にさせていただく。全部止めるなら全部止めるで、明確にさせていただくということ、その辺は少し明確にさせていただいた方がいいですね。3者契約は今まではたしかなかったという気がしたので、最初のケースですので、一部何かあつたということもあり得ますので、その場合、支払い方をどうするのかということ、ちょっと事務局と議論をしていただいて、そういうやり方が一部のやり方なのか全部なのか、一部の場合とかなり重要な場合といろいろあると思いますので、一応議論をしていただきたいと思つていますので、よろしくお願ひしたいと思つています。

○持丸課長　はい。

○石村専門委員　1つだけ私からお聞きしたいのですが、7ページにコスト低減に関する提案があつて、その上に、質の確保に対する提案があるのですけれども、皆さんが来られ

る前に、大体質を上げればコストが上がるのが普通ではないかというお話があったのですが、民間で常識的に考えれば、コストを下げて質を上げる。そういう業者の方をむしろ採用するのではないかなと私は思ったのですが、大体そういう業者の方が多いのですか。それとも、質の改善はするけれども、コストはやっぱり高くなるのですという、そういう提案の方が多いのでしょうか。過去の業者を採用する際に、検討事項として、企画書なりを出していただいたこともあると思うんですけど。

○持丸課長 コストの低減の関係については、確かに、質を上げると、当然いいものであれば少し高くなるかもしれないとかというのは多分あるかもしれませんが。こちらで今我々が考えているのは、今まで個別にいろいろ部分部分で発注しているものがあります。そういうものをまとめて一括で発注することによってコストが低減できる部分があるのだろうと解釈してしまっています。そういうものについては、こうすれば、このくらい安くなるというのを出示してもらおうと。そういうような質が我々としては一定以上確保すればいいと思っっているわけですが、それがよくなるし、安くもなる。繰り返しになりますが、今まで過去には15くらいの業務をそれぞれに出していたというのがあるわけですね。それをまとめて一括で出すことに、それも複数年で出すことによって、労力を含めてかなり低減できるところがあるのだろうと。そのところはこういうことなので安くできますというのを出示していただければなと思ってここは入れております。

○石村専門委員 まずはコストを削減してもらおうという前提があって、その後に、できれば質も上げてもらいたいのですよという、そういう意味ですね。

○持丸課長 はい、そうですね。うちの方は、質は確保していただければいいという感じですね。

○石村専門委員 常識的に考えて、さらに質が上がるものであれば、そちらの業者が当然優先するということですね。

○持丸課長 はい。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○樫谷主査 ここは東京電力の所轄のところですね。

○持丸課長 はい。

○樫谷主査 そこで特に節電とか何かで、施設の管理に影響する可能性があるようなところは、これは来年4月以降の話なので、ひょっとしたら、それはもう解決している話かもわかりませんが、説明会等で特にしていくようなところはありますか。

○持丸課長 この業務については、保守と管理というような内容になっております。そういう中で、今回の節電の15%削減が要求されて、今はやっているわけですが、その関係で、こういう業務が変わるといふところは特段なかったですね。

○樫谷主査 わかりました。

事務局から何かありますか。

○事務局 御意見をいただいたところで、確認になりますけれども、企画書の記載の部分

の統一等の整理をするという部分と、3者契約ということで、関連する対応、先ほどお話があったオール・オア・ナッシングなのか、一部対応するのかというところ、この2か所も大きく対応させていただいて、それから、パブコメの件ですけれども、本事業の意見募集につきましては、9月8日に官報にて報告を行って、9月29日まで22日間実施の予定ということになっております。

事務局からは、以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、時間となりましたので、「国土技術政策総合研究所等の施設管理・運營業務」の実施要項（案）の審議につきましては、これまでとさせていただきたいと思います。

この実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、国土交通省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえまして、引き続き御検討いただきますようお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。